

議案第10号

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年愛西市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」
を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。